

注意すべきこと：著作権について

1. 今回の話題

1.1. Webライティングにおいて

1.1.1. 最も注意すべき法律が

1.1.1.1. 著作権法です

1.1.2. 著作権法のことを

1.1.2.1. 何も知らずにWebライティングを始めると

1.1.2.2. 最悪の場合

1.1.2.2.1. 法律違反になり

1.1.2.2.2. トラブルを起こしてしまいます

1.1.3. という訳で

1.1.3.1. 今回の動画では

1.1.3.2. 著作権法に引っかからないために

1.1.3.3. Webライターとして気をつけるポイント

1.1.3.4. をご紹介します

1.2. 目次は次のとおりです

1.2.1. 著作権法とは

1.2.2. Webライターとして気をつける2つのポイント

1.3. それでは説明していきます

1.3.1. 「著作権法って名前はよく聞くけど、どんな法律かはイマイチ分かっていない...」

1.3.2. 「知らない内に法律違反するのは怖すぎる...安全にWebライティングのお仕事をしたい！」

1.3.3. という方は、ぜひ参考にしてみてくださいね

2. 著作権法とは

2.1. まず

2.1.1. 著作権法とは

2.1.2. 音楽やテキスト、画像、動画、イラスト等の「著作物」や

2.1.3. その「著作者」を守るための法律です

2.1.4. ものすごく

2.1.4.1. 簡単にいうと

2.1.4.2. 「パクリを防止するための法律」です

2.2. 皆さんに身近なもので言うと

2.2.1. 例えば

2.2.1.1. レポートを書く時に

2.2.1.2. 他の文献を引用・参照した場合は

2.2.1.3. 必ず引用・参照元を記載しなければいけませんよね

2.2.1.4. しっかりと

2.2.1.4.1. 記載しないと

2.2.1.4.2. 他人の著作物を

2.2.1.4.2.1. 自分の物かのように扱っているとして

2.2.1.4.3. 著作権侵害になります

2.2.2. 他にも

2.2.2.1. 映画館で映像を録画したものを販売したり

2.2.2.2. 音楽や動画など、無許可でアップロードされた作品をダウンロードするのも

2.2.2.3. 著作権侵害にあたります

2.2.3. また

2.2.3.1. 最近では

2.2.3.2. YouTubeやTwitterなどにおける

2.2.3.3. インターネット上の著作権侵害も増えてきています

2.3. 気をつけなければいけないのは

2.3.1. 著作権法は

2.3.2. 仮に自分が知らない（気づかない）内に侵害していたとしても

2.3.3. 過失がある場合は

2.3.4. 民事上の損害賠償責任が問われてしまう、という事です

2.3.5. つまり

2.3.5.1. 「知らなかったので許してください...!!」では

2.3.5.2. 通用しない場合があるということです

2.3.5.3. そのため

2.3.5.3.1. 著作権法について

2.3.5.3.2. 事前にしっかりと知っておくことが

2.3.5.3.3. 重要なのです

2.4. では

2.4.1. 万が一

2.4.1.1. 著作権を侵害してしまった場合は

2.4.1.1.1. どうなるかと言うと

2.4.1.1.2. 民事訴訟や刑事訴訟を起こされる可能性があります

2.4.1.1.3. また

2.4.1.1.3.1. 罰則としては

2.4.1.1.3.2. 罰金や懲役などがあります

2.4.1.2. 軽い気持ちで

2.4.1.2.1. 「このくらいなら大丈夫だろう・バレないだろう」と

2.4.1.2.2. 他人の著作物を「パクる」と

2.4.1.2.2.1. 大きな問題になる可能性があるのです

2.4.1.2.2.2. 著作権法については慎重になりましょう

3. Webライターとして気をつけるべき2つのポイント

3.1. では

3.1.1. なぜ

3.1.1.1. Webライティングで

3.1.1.2. 著作権法を侵害する可能性があるかということ

3.1.2. Webライティングは

3.1.2.1. ゼロから生み出す小説とは違い

3.1.2.2. 他のサイト（特に上位サイト）を参考にしたり

3.1.2.3. リサーチで調べた情報を書いたり

3.1.2.4. ネットから持ってきた画像や口コミを使ったり

3.1.2.5. 既にあるモノや情報を使うことが多いからです

3.1.3. そこで

3.1.3.1. Webライターとして

3.1.3.2. 著作権法を侵害せずに

3.1.3.2.1. プロとして仕事をしていく上で

3.1.3.3. 押さえておきたい2つのポイントを説明します

3.2. 文章をパクらない

3.2.1. Webライティングでは

- 3.2.1.1. 先ほどもお伝えした通り
- 3.2.1.2. 他のサイト（上位サイト）を参考にして執筆することもあります
- 3.2.1.3. ゼロからオリジナルで考えるより
 - 3.2.1.3.1. 良いお手本があるのなら
 - 3.2.1.3.2. それを参考にした方が
 - 3.2.1.3.3. 効率的に質の高い記事が作れるからです
- 3.2.1.4. でも

- 3.2.1.4.1. 文章自体をそのまま「パクる」のは基本的にNGです
- 3.2.1.4.2. 同じ内容だとしても
 - 3.2.1.4.2.1. 表現の仕方を変えて
 - 3.2.1.4.2.2. オリジナルな文章にしましょう
- 3.2.1.4.3. ただ

- 3.2.1.4.3.1. 文末の「です」を「ます」に変える
 - 3.2.1.4.3.1.1. などといった
- 3.2.1.4.3.2. 些細な変化ではいけません
- 3.2.1.4.3.3. 情報を抽出して、しっかりと自分の言葉に直す
 - 3.2.1.4.3.3.1. ようにしましょう
- 3.2.1.4.3.4. 大事にしたいのは
 - 3.2.1.4.3.4.1. 書き手や発信元への
 - 3.2.1.4.3.4.1.1. リスペクトです
 - 3.2.1.4.3.4.2. 具体部分を「パクる」のではなく
 - 3.2.1.4.3.4.3. アイディアを一旦抽象化してから、応用する
 - 3.2.1.4.3.4.3.1. 画像：<https://twitter.com/ottosan884>
リンク：<https://twitter.com/ottosan884>
 - 3.2.1.4.3.4.4. ようにしましょう

3.2.2. ただ

- 3.2.2.1. 文章のパクリが
 - 3.2.2.1.1. 事実上許される例外として
 - 3.2.2.1.2. 「引用」があります
 - 3.2.2.1.3. ただ
 - 3.2.2.1.3.1. 引用する時には
 - 3.2.2.1.3.1.1. 変更や削除などは
 - 3.2.2.1.3.1.2. 一切してはいけません
 - 3.2.2.1.3.2. 元の文章をそっくりそのまま使ってください

3.2.2.2. また

- 3.2.2.2.1. 正しく引用するための鉄則は次の4つです
 - 3.2.2.2.1.1. ちなみに
 - 3.2.2.2.1.2. これは文化庁のサイトから引用しました
 - 3.2.2.2.1.3. 引用：著作物が自由に使える場合 | 文化庁

リンク:

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html#:~:text=%EF%BC%881%EF%BC%89%E4%BB%96%t

- 3.2.2.2.2. (1) 他人の著作物を引用する必然性があること。
 - 3.2.2.2.2.1. 自分で文章を考えるのが面倒だから、そのまま引っ張ってきちゃお〜
 - 3.2.2.2.2.2. と引用するのはNGです

3.2.2.2.3. あくまで

3.2.2.2.3.1. 自分の記事にとって

3.2.2.2.3.1.1. 必要なものを引用します

3.2.2.2.3.2. 例えば

3.2.2.2.3.2.1. ユーザーのリアルな声である「口コミ」は

3.2.2.2.3.2.2. 商品をおすすめする記事において

3.2.2.2.3.2.2.1. 必要な引用です

3.2.2.2.3.2.3. 口コミはそっくりそのまま紹介することで

3.2.2.2.3.2.4. ユーザーの感情やニュアンスがリアルに伝えられるからです

3.2.2.2.3.3. 他にも

3.2.2.2.3.3.1. 言葉の定義を説明する時に

3.2.2.2.3.3.2. 公的機関やオフィシャルサイトの定義を引用するのも

3.2.2.2.3.3.2.1. 「必要な引用」です

3.2.2.2.3.3.3. 1ライターが勝手に決めた定義ではなく

3.2.2.2.3.3.3.1. 権威性のあるものだとすることで

3.2.2.2.3.3.4. 記事の信頼性を高められるからです

3.2.2.3. (2) かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。

3.2.2.3.1. 他人の文章を

3.2.2.3.1.1. まるで自分のオリジナルのように書くのは

3.2.2.3.1.2. 著作権侵害にあたります

3.2.2.3.2. そのため

3.2.2.3.2.1. どこからどこまでか

3.2.2.3.2.1.1. 引用した部分なのかを

3.2.2.3.2.2. 「」などを使って

3.2.2.3.2.2.1. 明確に示さなければいけません

3.2.2.4. (3) 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物が主体）。

3.2.2.4.1. いくら引用がOKだからと言っても

3.2.2.4.1.1. 引用部分がメインになってしまっはけません

3.2.2.4.2. あくまでオリジナルな部分がメインで

3.2.2.4.2.1. 補足する形で引用しましょう

3.2.2.4.3. しかも

3.2.2.4.3.1. そもそも既にあるモノや情報を

3.2.2.4.3.2. かき集めただけの記事に

3.2.2.4.3.3. そこまで価値はありません

3.2.2.4.4. Webライティングで

3.2.2.4.4.1. プロとして結果を出していくには

3.2.2.4.4.2. 既にあるモノを活用しながら

3.2.2.4.4.3. 新たな価値を生み出すことが

3.2.2.4.4.4. 重要です

3.2.2.5. (4) 出所の明示がなされていること。（第48条）

3.2.2.5.1. どのサイトから引用したのかを

3.2.2.5.2. ○○より引用などと

3.2.2.5.2.1. しっかりと書き

3.2.2.5.3. すぐに引用元を確かめられるように

3.2.2.5.4. リンクも貼り付けておきましょう

3.2.2.5.5. イメージ

3.3. 画像やイラストは引用元を示す

3.3.1. Web記事では

3.3.1.1. 文章だけでなく

3.3.1.2. 分かりやすく

3.3.1.2.1. イメージしやすくするために

3.3.1.3. 画像やイラストを載せることが多いです

3.3.2. 画像やイラストの場合は

3.3.2.1. 文章とは違って

3.3.2.1.1. なかなかオリジナルの物を

3.3.2.1.2. 揃えるのが難しいですよ

3.3.2.2. でも

3.3.2.2.1. 画像やイラストがあった方が

3.3.2.2.2. 読み手にとって良い場合は多々あります

3.3.2.3. そのため

3.3.2.3.1. 画像やイラストは

3.3.2.3.2. ○○より引用などと

3.3.2.3.2.1. 引用元を明確に示して

3.3.2.3.3. すぐに飛べるようにリンクを貼り付けておき

3.3.2.3.4. 必要に応じて積極的に使しましょう

3.3.2.3.5. イメージ

4. まとめ

4.1. 今回の動画では

4.1.1. プロのWebライターとして知っておくべき

4.1.1.1. 著作権法について

4.1.2. そして

4.1.2.1. 著作権法に引っかけられないために

4.1.2.2. Webライターとして気をつけるべき2つのポイント

4.1.3. をご紹介しました

4.2. 知らない内に

4.2.1. 法律違反をして

4.2.1.1. トラブルになってしまった...!

4.2.2. という事を避けるためにも

4.2.3. 著作権法については特に慎重になっていきましょう